

部長及び参事官

殿

所 属 長

交指発第113号

平成28年4月26日

30年保存（口訓）

本 部 長

【沿革】 令和4年5月11日交指発第122号改正

道路交通法の規定に基づく自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務処理要綱の制定について（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車の使用者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限については、「道路交通法の規定に基づく自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務処理要綱の制定について（例規）」（平成18年6月26日交指発第176号）により運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「道路交通法の規定に基づく自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務処理要綱」を定め、平成28年4月28日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

道路交通法の規定に基づく自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の使用者又は自動車運転代行業者に対する自動車の使用制限及び指示並びに当該指示に係る自動車の使用制限に関する事務の処理手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 法

道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

2 運転代行業法

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）をいう。

3 代行業者

運転代行業法第2条第2項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。

4 代行業務

運転代行業法第2条第4項に規定する代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう。

5 最高速度違反行為等

法第75条の2第1項に規定する最高速度違反行為、過積載をして自動車を運転する行為及び過労運転をいう。

6 読替え後の法

運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する法をいう。

7 使用者等

使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

8 自動車の使用制限

次のいずれかに該当する命令をいう。

(1) 下命・容認に係る自動車の使用制限命令

「下命・容認に係る自動車の使用制限命令」とは、法又は読替え後の法第75条第2項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者等に対して自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 指示に係る自動車の使用制限命令

「指示に係る自動車の使用制限命令」とは、法又は読替え後の法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車の使用者等に対して自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

9 最高速度違反等管理システム

最高速度違反等管理システムとは、最高速度違反行為等又は読替え後の法の最高速度違反行為等に関するデータを管理するシステムをいう。

10 対象事案

次のいずれかに該当する事案をいう。

(1) 指示対象事案

「指示対象事案」とは、最高速度違反行為等又は読替え後の法により、使用者等の業務に関して行われた場合において、「道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限等に関する処分量定の細目基準等の制定について（通達甲）」（平成28年4月26日交指発第112号）の別添2の「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」又は別添3の「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」の運用基準に該当し、指示処分の対象となる事案をいう。

(2) 処分対象事案

「処分対象事案」とは、法第75条第2項若しくは第75条の2第1項又は読替え後の法第75条第2項若しくは第75条の2第1項に規定する自動車の使用制限処分の対象となる事案をいう。

11 使用の本拠の位置等

自動車の使用の本拠の位置又は主たる営業所の所在地をいう。

第3 管理責任者・取扱責任者及び取扱担当者の指定

1 県本部（交機隊及び高速隊を除く。）

(1) 本部管理責任者等

使用制限等事務の適正を図るため、交通指導課長を本部管理責任者に、交通指導取締担当課長補佐を本部取扱責任者に、交通指導取締担当係長を本部取扱担当者に指定する。

(2) 本部取扱責任者等

本部取扱責任者及び本部取扱担当者（以下「本部取扱責任者等」という。）は、本部管理責任者の指揮を受け、使用制限等事務の適正な運用に当たるものとする。

(3) 本部取扱責任者等の事務

本部取扱責任者等は、次に掲げる事務の処理に当たるものとする。

- ア 最高速度違反等管理システムに関する事務
- イ 自動車の使用制限対象事案の審査及び事実調査に関する事務
- ウ 指示対象事案の審査及び事実調査に関する事務
- エ 報告又は資料の提出要求に関する事務
- オ 自動車の使用制限の処分量定に関する事務
- カ 運輸行政庁等との協議及び意見聴取に関する事務
- キ 自動車の使用制限の上申に関する事務
- ク 弁明の機会の付与、聴聞及び不服申立てに関する事務
- ケ 指示等の執行に関する事務
- コ 他の都道府県公安委員会に対する自動車の使用制限の執行及び移送依頼に関する事務
- サ 事業所カード等の作成、整理及び保管に関する事務
- シ その他使用制限等の事務に関し必要な事務

2 署、交機隊及び高速隊

(1) 署等管理責任者

署、交機隊及び高速隊における使用制限等事務の適正を図るため、当該所属に署等管理責任者、署等取扱責任者及び署等取扱担当者を置き、それぞれ次に定める者をもって充てる。

ア 署等管理責任者

署長、交機隊長及び高速隊長

イ 署等管理責任者

交通課長及び副隊長

ウ 署等取扱担当者

交通係長、交通主任及び小隊長のうちから、当該所属の署等管理責任者の指名する者

(2) 署等取扱責任者等

署等取扱責任者及び署等取扱担当者（以下「署等取扱責任者等」という。）は、署等管理責任者の指揮を受け、使用制限等の事務の適正な運用に当たるものとする。

(3) 署等取扱責任者等の事務

署等取扱責任者等は、次に掲げる事務の処理に当たるものとする。

ア 自動車の使用制限対象事案の審査及び調査に関する事務

イ 最高速度違反登録票、駐車違反管理登録票等の審査及び調査に関する事務

ウ 自動車の使用制限対象事案の事実調査に関する事務

- エ 報告又は資料の提出要求に関する事務
- オ 聴聞の通知等に関する事務
- カ 自動車の使用制限（運転禁止標章の貼付け及び除去）に関する事務
- キ 指示書の執行に関する事務
- ク 自動車の一時的な使用に関する事務
- ケ その他使用制限等の事務に関し必要な事務

第4 最高速度違反等管理システムによる管理

指示の対象となる最高速度違反行為等又は読替え後の法の最高速度違反行為等に関するデータの管理は、最高速度違反等管理システムにより行うものとする。

第5 使用制限等の事務の処理要領

1 自動車の使用制限に関する処理要領

法又は読替え後の法第75条第2項若しくは第75条の2第1項の規定に基づく使用制限に関する事務処理要領については、別記1の「道路交通法及び読替え後の道路交通法に係る自動車の使用制限に関する事務処理要領」によるものとする。

2 指示処分に関する事務処理要領

最高速度違反行為等又は読替え後の法の最高速度違反行為等による指示に関する事務処理要領については、別記2の「最高速度違反行為等及び読替え後の道路交通法に規定する最高速度違反行為等に係る指示処分に関する事務処理要領」によるものとする。

第6 書類の保存

この要綱による書類の保存期間は、次の表のとおりとする。

保存書類の種類	保存期間
事業所カード（別記1の別記第6号様式）	10年
自動車使用制限命令書交付管理台帳（別記1の別記第17号様式）	10年
指示及び指示に係る使用制限カード（別記2の別記第7号様式）	10年
指示書交付管理台帳（別記2の別記第13号様式）	10年
使用制限及び指示に関するその他の書類	5年

別記 1

道路交通法及び読替え後の道路交通法に係る自動車の使用制限に関する事務処理要領

第 1 自動車の使用制限

自動車の使用制限は、処分対象事案に基づき、使用者等の自動車の使用制限を行うことをいう。

第 2 自動車の使用制限命令等に関する手続

1 処分対象事案の報告

警察官は、処分対象事案を検挙（認知）した場合には、速やかに別記第 1 号様式の自動車使用制限事案報告書を作成し、次に掲げる処分対象事案に関する関係書類の写し等を添付して本部管理責任者又は署等管理責任者に報告するものとする。

- (1) 事実認定書類（交通事件原票・送致書等）
- (2) 現認（捜査）報告書
- (3) 供述調書（被疑者・参考人）
- (4) 実況見分調書
- (5) 処分対象事案に使用した自動車の自動車検査証
- (6) その他事実認定に必要な資料

2 管理責任者の措置

(1) 署等管理責任者の措置

ア 処分対象事案の審査

署等管理責任者は、処分対象事案の報告を受けたときは、当該事案が処分対象事案に該当するか、事実認定に誤りがないか等を審査するものとする。

イ 報告

署等管理責任者は、審査の結果、当該事案が処分対象事案に該当する場合には、別記第 2 号様式の自動車使用制限事案上申書（以下「上申書」という。）を作成し、本部管理責任者に報告するものとする。

ウ 事実調査の回答

署等管理責任者は、本部管理責任者又は他の府県警察（以下「他府県警察」という。）から処分対象事案に関する事実調査等の依頼（照会）を受けた場合には、速やかに事実調査を行い、別記第 3 号様式の実事調査回答書により回答するものとする。

(2) 本部管理責任者の措置

ア 処分対象事案の審査

(ア) 本部管理責任者は、署等管理責任者から報告された上申書又は他府県警察からの事実調査等の依頼（照会）を受理した場合には、当該事案が処分対象事案に該当するか審査するものとする。

(イ) 本部管理責任者は、最高速度違反等管理システム等により指示に係る処分対象事案を認知した場合には、当該事案が指示に係る処分対象事案に該当するか審査するものとする。

イ 事実調査依頼

本部管理責任者は、必要により署等管理責任者又は他府県警察に対し、別記第4号様式の事実調査依頼書により事実調査を依頼することができるものとする。

なお、他府県警察に調査依頼をする場合には、他府県警察の本部担当課を経由して行うこと。

ウ 処分量定

本部管理責任者は、審査の結果、自動車使用制限に該当する場合には、使用者等に対して処分対象事案に関する量定を行うものとする。

エ 処分上申

本部管理責任者は、自動車の使用制限に関し、アの審査及びウの量定を行った場合で、下命・容認に係る自動車の使用制限命令を行うときは署等管理責任者から報告を受けた上申書により、指示に係る自動車の使用制限命令を行うときは上申書を新たに作成して本部長に報告するとともに、公安委員会へ処分上申をするものとする。

オ 処分対象事案の移送

(ア) 他府県警察へ移送する場合

本部管理責任者は、署等管理責任者から報告を受けた上申書について審査した結果、処分対象事案に該当するもののうち、自動車の使用の本拠が他府県警察の管轄区域内にあるものは、別記第5号様式の自動車使用制限事案移送通知書に係る書類を添付して当該府県警察の本部担当課へ移送するものとする。

(イ) 他府県警察から移送を受けた場合

本部管理責任者は、他府県警察から処分対象事案の移送を受けた場合には、速やかに移送を受けた事案の審査及び量定等所要の手续をとるとともに、その結果を移送された他府県警察の担当課に連絡するものとする。

カ 事業所カードの作成

本部管理責任者は、処分対象事案（他府県警察に移送する事案を除

く。)又は他府県警察から移送を受けた処分対象事案については、別記第6号様式の事業所カードを作成するものとする。この場合において、既に事業所カードが作成され、保管されている場合には、処分対象事案に係る事項を追加記入するなど、その都度、整理するものとする。

キ 行政庁に対する意見聴取等

(7) 行政庁に対する意見聴取

本部管理責任者は、処分対象事案に関し、処分量定の対象者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第2種利用運送事業を営業者である場合には、法第75条第3項の規定に基づき、別記第7号様式の自動車の使用制限に関する意見照会書により、当該事業を監督する行政庁に意見を聴くものとする。

(イ) 処分保留

本部管理責任者は、行政庁に対する意見聴取の結果、当該行政庁から「自動車の使用停止命令、事業の停止命令等の措置を講ずる」又は「相当な措置を講ずる」旨の回答を受けた場合には、使用者等に対する処分を保留するものとする。

3 使用者等に対する報告・資料の提出要求

(1) 使用者等に対する報告・資料の提出要求

本部管理責任者は、使用者等に対し、法第75条の2の2の規定に基づき、必要な報告又は資料の提出を別記第8号様式の報告・資料提出要求書により求めることができる。この場合において、提出要求は、原則として当該使用者等の住居地を管轄する署等管理責任者を經由して行うものとする。

(2) 要求する報告又は資料

本部管理責任者が当該使用者等に対して求める報告又は資料は、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育その他自動車の安全運転に必要な業務の推進及び自動車の適正な使用を図るために必要と認められるものとする。

例えば、運行計画書、出荷伝票、運転日報、運行記録関係書類等その業務に関する書類、講習会等の開催状況、受講者名簿等の運転者教育に関する書類のほか、使用者等に対する事情聴取等となる。

(3) 報告・資料提出等の期限

署等管理責任者が使用者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求める際の提出期限は、報告・資料提出要求書を交付した日の翌日から起算して14日目（当該提出期限が高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第2

号) 第1条第1項に規定する休日に当たるときは、これらの日後の直近の休日以外の日) を指定するものとする。

(4) 報告・資料提出を受けた場合の報告

署等管理責任者は、使用者等から報告、資料等の提出を受けた場合には、速やかに本部管理責任者を經由して本部長に報告するものとする。

4 聴聞及び通知等

(1) 聴聞及び弁明の機会の付与

聴聞及び弁明の機会の付与は、法第75条第4項の規定によるほか、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に定めるところにより、速やかに行うものとする。

(2) 聴聞の通知

本部管理責任者は、使用者等の事業所を管轄する署等管理責任者に対し、別記第9号様式の聴聞通知依頼書により、別記第10号様式の聴聞通知書を送付して使用者等に対する聴聞の通知を依頼するとともに、公安委員会の掲示板に一定期間掲示するものとする。

(3) 聴聞通知書の交付

署等管理責任者は、本部管理責任者から聴聞通知書の交付依頼を受けた場合には、使用者等に対して聴聞通知書を聴聞期日の1週間前までに交付するとともに、交付状況を別記第11号様式の聴聞通知書交付報告書により、本部管理責任者を經由して本部長に報告するものとする。

(4) 聴聞結果報告

本部管理責任者は、自動車の使用制限に関し聴聞を行った場合には、その結果を公安委員会に報告するものとする。

(5) 使用制限命令の決定

本部管理責任者は、(4)の聴聞結果報告に基づき、公安委員会において、自動車の使用制限を決定したときは、別記第12号様式の行政処分の決定についてに別記第13号様式の行政処分の決定書を添えて、自動車の使用制限命令についての公安委員会の決定を受けるものとする。

5 自動車使用制限命令の処分執行等

(1) 自動車使用制限命令書の作成

本部管理責任者は、公安委員会が処分の決定をした事案については、別記第14号様式の自動車使用制限命令書(以下「使用制限命令書」という。)を作成するものとする。

(2) 使用制限処分の執行依頼

ア 処分執行依頼

本部管理責任者は、使用者等に係る事業所の位置を管轄する署等管理責任者に対し、使用制限命令書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第9条の15に定める運転禁止標章（以下「標章」という。）を別記第15号様式の自動車使用制限処分執行依頼書により送付して処分執行を依頼するものとする。

イ 他府県警察に対する処分執行依頼

本部管理責任者は、公安委員会が自動車の使用制限処分を決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更された場合には、公安委員会に報告するとともに、変更先の公安委員会に対して別記第16号様式の自動車使用制限処分執行依頼書により、使用制限命令書及び標章を送付し、処分の執行を依頼するものとする。

ウ 自動車使用制限命令書交付管理台帳への記載

本部管理責任者が署等管理責任者に対し処分の執行を依頼した場合又は処分の執行依頼を受けた署等管理責任者が処分を執行した場合には、別記第17号様式の自動車使用制限命令書交付管理台帳へ記載し、その状況を明らかにしておくこと。

(3) 処分の執行

使用制限命令書及び標章の送付を受けた署等管理責任者は、速やかに使用者等に対して使用制限命令書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章を貼り付けるものとする。

(4) 処分通知の際の留意事項

ア 使用制限命令書を執行（交付）する際は、使用制限命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

イ 使用制限命令書を執行（交付）する場合は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから行うものとする。

(5) 処分執行等の報告

ア 処分執行報告

署等管理責任者は、処分の執行が完了した場合には、別記第18号様式の自動車使用制限処分執行報告書により、本部管理責任者を經由して公安委員会に報告するものとする。

イ 処分執行不能報告

署等管理責任者は、処分の執行依頼を受けた日から7日を経過しても、使用者等の所在が不明のため、その執行ができない場合には、別記第19号様式の自動車使用制限処分執行不能報告書に関係書類を添え、本部管

理責任者を經由して公安委員会に報告するものとする。

6 使用制限自動車の一時使用等

(1) 使用制限自動車の一時使用申請

使用者等が使用制限命令に係る自動車を一時的に使用する場合には、当該自動車の使用の本拠を管轄する署等管理責任者に、別記第20号様式の一時的使用申請書を提出させるものとする。

(2) 使用制限の一時的解除

署等管理責任者は、使用者等から一時使用に係る申出を受けた場合には、本部管理責任者と協議の上、当該申請内容の審査を行い、正当な理由があると認めて一時使用を認めるときは、期間を定めて当該処分に係る自動車の標章を除去し、使用制限を一時的に解除するものとする。

(3) 使用制限の一時的満了時の措置及び報告

署等管理責任者は、一時使用の期間が満了した場合には、直ちに標章を貼り付けるとともに、当該一時使用に係る実施結果について、別記第21号様式の一時的使用結果報告書に一時的使用申請書の写しを添付し、本部管理責任者を經由して公安委員会に報告するものとする。

7 標章の除去

(1) 標章の除去申請

ア 標章の除去申請

署等管理責任者は、使用者等から標章の除去申請があった場合には、申請内容等について本部管理責任者と協議し、その取扱いを適正に行うものとする。

イ 標章の除去申請時の添付書類

署等管理責任者は、使用制限命令等に係る自動車を使用者等から買い受けた者又は当該自動車の使用について権原を有する第三者から標章の除去申請があった場合には、規則第9条の16に規定する別記様式第5の4の標章除去申請書のほか、次に掲げる書類を提出又は提示させて、これを受理するものとする。

(ア) 標章の除去申請者の住民票の写し

(イ) 申請者が外国人である場合には、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類

(ロ) 申請者が法人である場合には、登記簿の謄本

(ハ) 申請に係る自動車の自動車検査証の写し

(ニ) 申請に係る自動車の保管場所が確保されていることを明らかにする書面（自動車保管場所証明書等）の写し

- (カ) 申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有することを証明する書類（申請に係る自動車の売買契約書、賃貸借契約書等）
 - (キ) 使用制限命令の期間中における申請に係る自動車の使用に関しては、標章除去申請者と当該使用制限命令等を受けた者との法律関係を証明する書類（当該期間において命令を受けた者に当該自動車を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）
- (2) 使用制限命令の期間満了による標章の除去
- 署等管理責任者は、使用制限命令の処分期間が満了した場合には、処分に係る自動車の使用の本拠において標章を除去するものとする。ただし、これによりがたい場合は、使用者等が自ら標章を除去し、これを返納することができる。
- (3) 申請に係る標章の除去
- ア 申請者等の確認による除去
- 署等管理責任者は、標章除去申請書等の書類について審査し、当該申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有する者であり、かつ、当該自動車の使用者が当該自動車に係る使用制限命令等の処分を受けた使用者等でないことを確認した場合は、標章を除去するものとする。
- イ 申請書の不受理
- 署等管理責任者は、当該申請の手續に不備が認められ、又は申請者が申請不適格者である場合には、標章除去申請を受理しないものとする。
- (4) 標章除去の報告
- 署等管理責任者は、標章を除去した場合には、速やかに別記第22号様式の運転禁止標章除去報告書に当該標章を添えて、本部管理責任者を經由して公安委員会に報告するものとする

(別記様式省略)

別記 2

最高速度違反行為等及び読替え後の道路交通法に規定する最高速度違反行為等に係る指示処分に関する事務処理要領

第 1 指示

指示は、読替え後の法の最高速度違反行為等に関して行われ、かつ、自動車の使用者以外の運転者が行ったもの及び当該自動車の使用者の業務に関して行われたものに該当する行為で、使用者等に対する処分をいう。

第 2 指示処分の運用方針

1 最高速度違反行為

自動車の使用者等の業務に関し、最高速度違反行為が行われ、指示の契機となった最高速度違反行為（読替え後の法の最高速度違反行為を含む。）を含め、1年以内に最高速度違反行為が3回以上行われた場合に、最後の最高速度違反行為に係る自動車について指示を行うものとする（代行業者の運転代行業務中の場合は、自動車は特定しない。）。

2 過積載運転行為

自動車の使用者等の業務に関し、過積載運転行為が行われ、かつ、過積載車両に係る措置命令がとられ、指示の契機となった過積載運転行為を含めて1年以内に過積載運転行為が2回以上（重量超過の割合を問わない。）行われた場合に、全ての過積載運転行為に係る自動車に対して指示を行うものとする（運転代行業務中の場合は、随伴用自動車に限る。）。

3 過労運転行為

自動車の使用者等の業務に関し、過労運転行為が行われ、指示の契機となった過労運転行為を含めて1年以内に過労運転行為が2回以上行われた場合に、全ての自動車に指示を行うものとする（運転代行業務中の場合は、自動車は特定しない。）。

第 3 指示対象事案の措置

1 措置の要領

違反行為別の措置要領は、次の表のとおりとする。

区分	検挙（認知）警察官	署等管理責任者	本部管理責任者	備考
1 最高 速度	当該自動車の使用者以外の運転者による当該使用者等の業務に関	指示対象の最高速度違反行為の	指示対象の最高速度違反行為の	

違反行為	して行われた指示対象の最高速度違反行為（一般道路では超過速度が30キロメートル毎時以上、高速自動車国道等では超過速度が40キロメートル毎時以上）を検挙（認知）した場合には、別記第1号様式の最高速度違反登録票を作成し、関係書類を添付して署等管理責任者に報告する。	報告を受けた署等管理責任者は、関係書類を審査し、本部管理責任者に報告する。	報告を受けた本部管理責任者は、関係書類を審査し、最高速度違反等管理システムにより管理する。	
2 過積載運転行為	当該自動車の使用者以外の運転者による当該自動車の使用者等の業務に関して行われ、かつ、法第58第3第1項に規定する応急措置命令又は同条第2項に規定する通行指示がとられた指示対象の過積載運転行為を検挙（認知）した場合には、別に定める過積載違反管理登録票を区分に従って作成し、関係書類を添付して署等管理責任者に報告する。	指示対象の過積載運転行為の報告を受けた署等管理責任者は、関係書類を審査し、本部管理責任者に報告する。	指示対象の過積載運転行為の報告を受けた本部管理責任者は、関係書類を審査し、最高速度違反等管理システムにより管理する。	通行指示書等の様式は、3枚つづりとし、1枚目の別記第2号様式の通行指示書は当該運転者への交付用とし、2枚目の別記第3号様式の通行指示・応急措置報告書（甲）は交付した署等管理責任者の保管用とし、3枚目の別記第4号様式の通行指示・応急措置報告書（乙）は本部管理責任者の保管用とする。

3 過労 運転 行為	当該自動車の使用者以外の運転者による当該使用者等の業務に関して行われた指示対象の過労運転行為を検挙（認知）した場合には、関係書類を添付して署等管理責任者に報告する。	指示対象の過労運転行為の報告を受けた署等管理責任者は、関係書類を審査し、本部管理責任者に報告する。	指示対象の過労運転行為の報告を受けた本部管理責任者は、関係書類を審査し、過労運転対策の管理の資料とする。	本部管理責任者は、審査の結果、過労運転行為に該当すると認められた場合には、別記第5号様式の過労運転通知書により、事案の発生地を管轄する労働局長に通知する。
4 代行 業務 に関 して 行わ れた 最高 速度 違反 行為 等	代行業者の業務に関して行われた指示対象の最高速度違反行為等及び駐停車違反行為並びに代行運転自動車の標識及び随伴自動車の表示等義務違反を検挙（認知）した場合には、別記第6号様式の自動車運転代行業者の業務に関して行われた交通違反等登録票を作成し、関係書類を添付して署等管理責任者に報告する。	代行業者の業務に関して行われた指示対象の最高速度違反行為等の報告を受けた署等管理責任者は、関係書類を審査し、本部管理責任者に報告する。	代行業者の業務に関して行われた指示対象の最高速度違反行為等の報告を受けた本部管理責任者は、関係書類を審査し、最高速度違反等管理システム等により管理する。	本部管理責任者は、代行業者の使用等々に指示処分を行う場合には、交通企画課長と協議する。

2 指示処分の手続

(1) 本部管理責任者の手続

ア 指示対象事案の管理

本部管理責任者は、審査の結果、指示に該当する最高速度違反行為等を認めた場合には、別記第7号様式の指示及び指示に係る使用制限カー

ドを作成して管理するものとする。

イ 指示に係る報告又は資料の提出

本部管理責任者は、指示に該当する最高速度違反行為等に関し、次のいずれかに該当すると認められた場合は、当該代行業者に対して報告、資料等の提出を要求するものとする。

当該要求に当たっては、別記1の「道路交通法及び読替え後の道路交通法に係る自動車の使用制限に関する事務処理要領」の第2の3を準用する。

- (ア) 同一の使用の本拠又は自動車運転代行業者がその業務に関して使用する自動車について、最高速度違反行為等が繰り返されるなど、使用者等の運行管理に問題があると認められること。
- (イ) 指示事項の履行状況を確認する必要があること。
- (ウ) 指示等の期間中又は経過後における使用者等の運行管理の改善状況を確認する必要があること。

ウ 使用者等に対する弁明通知

本部管理責任者は、指示処分を行う場合には、使用者等に対し、別記第8号様式の弁明通知書を送付して弁明の機会を付与するものとする。この場合において、弁明通知に関する弁明書の提出期限は、送付した日の翌日から起算して14日目（当該提出期限が高知県の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、これらの日後の直近の休日以外の日）を指定するものとする。

エ 行政庁に対する意見聴取又は協議

本部管理責任者は、指示処分対象者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第2種利用運送事業を営業者（以下「自動車運送事業者等」という。）に該当する者である場合において、事業計画、集配事業計画等の事項の変更を内容とする指示及び放置行為又は過積載をして自動車を運転する行為に関する指示を必要とするときは、別記第9号様式の指示に関する意見照会・協議書により、当該事業を監督する行政庁に意見を聴くものとする。

なお、最高速度違反行為又は過労運転行為に係る指示にあつては、当該事業を監督する行政庁と協議するものとする。

オ 指示処分執行依頼

本部管理責任者は、使用者等から弁明書の提出を受けたとき又は弁明書の提出期限内に弁明書の提出がなかったときは、別記第10号様式の指示処分執行依頼書に別記第11号様式の指示書（読替え後の法の場合は、

別記第12号様式)を添えて、当該指示処分に係る使用の本拠の位置等を管轄する署等管理責任者に送付し、処分の執行を依頼するものとする。この場合において、本部管理責任者は、別記第13号様式の指示書交付管理台帳に記載し、指示書の執行(交付)状況を明らかにするものとする。

カ 交通企画課長への通知

本部管理責任者は、代行業者に対し指示書を発出する場合には、その旨及び内容について指示書の写しにより交通企画課長に通知するものとする。

キ 行政庁に対する通知

自動車運送事業者等に対して指示を行った場合は、毎月分を取りまとめて翌月末までに、「指示の内容及び指示を行った」旨を行政庁に通知するものとする。

(2) 署等管理責任者の手続

ア 指示処分の執行・報告等

署等管理責任者は、本部管理責任者から指示処分の執行依頼を受けたときは、使用者等に対し、指示書を速やかに執行(交付)するとともに、別記第14号様式の指示書執行報告書により本部管理責任者に報告するものとする。この場合において、署等管理責任者は、別記第13号様式の指示書交付管理台帳に記載し、指示書の執行(交付)状況を明らかにするものとする。

イ 指示処分執行の指揮

署等管理責任者は、署等取扱責任者等を指揮し、指示処分を執行させるものとする。

ウ 指示処分執行時の留意事項

指示処分を執行する署等取扱責任者等は、被処分者に対し、この指示処分を受けた日から1年以内に当該自動車について最高速度違反行為等が行われたときは、「指示に係る自動車の使用制限命令又は自動車運転代行業法第23条第1項等の規定による営業停止処分を受けることがある」旨を教示するものとする。

(別記様式省略)